

総会検査役の申立適格（306条）

取締役、監査役、執行役に申立適格を認める必要がある事例

2025年7月30日

弁護士 豊田 祐子

弁護士 矢野 領

1 株主との間に利益相反がある場合

【具体例】

株主の利益と経営陣の利益が相反する可能性がある決議を行う株主総会においては、取締役が株主の保護のために総会検査役の申立てを行う必要があると考えられる。

例えば、第三者割当増資により支配権が移転するような株式を割り当てるような場合（第206条の2）において10分の1以上の株主が反対して株主総会を開催する場合、高額役員報酬の決議を行う場合などが考えられる。

なお、反対株主の株式保有が分散しており、自ら検査役選任を申し立てる役割を果たす株主が存在していない場面が想定される。

また、取締役は、少数株主保護のために決議取消しの訴えの提訴権が認められているとの理解を前提としている。

2 監査役に申立適格を認める必要がある場合

【具体例】

取締役会設置会社かつ会計監査人設置会社において、会計監査人が無限定適正意見を付さず、また、監査役の「承認しない」旨の意見が付された場合において、経営陣が計算書類の承認を求めて定時株主総会の議題とする場面。

会計監査人や監査役の意見が付されたことにより計算書類が議題とされていることから、監査役は、その承認決議が適法適正になされるのかについて関心を有し、当該株主総会の手続招集手続又は決議の方法に違法性ないし著しい不公正な事由が認められないかを調査するために、検査役選任を申し立てることが想定される。

なお、総会の際には、株主から、会計監査人、監査役の意見の理由や、承認決議を求める経営陣に対する質疑がなされ、これに対するそれぞれの応答説明の内容が承認決議に影響を与える可能性が考えられ、総会の状況を公正中立な第三者が記録化する必要性は高い。

3 役員間に対立的状況がある場合

【具体例】

取締役間や取締役と監査役の間で対立状況にあり、その対立が取締役、監査役解任議案として具体化した場合において、関係者だけで株主総会の手続が進行されると、解任対象となる取締役、監査役による監視だけでは限界があることから、検査役の選任を申し立てる必要がある。

なお、総会の際には、株主から、経営陣に対する解任理由の説明や、解任側に対する弁明に対する質疑がなされる可能性が高く、これに対するそれぞれの応答説明の内容が解任決議に影響を与える可能性が考えられ、総会の状況を公正中立な第三者が記録化する必要性は高い。

以上